

配置予定技術者の営業所専任技術者との重複の確認に関する特記仕様書

本工事への配置予定技術者が営業所専任技術者と重複していないか確認するため、以下の書類を提出すること。ただし、本工事の請負代金額が4,000万円以上（建築一式工事では8,000万円）又は当局が公告で技術者の専任を求めている場合に限る。

1. 提出書類

- ・本工事の契約を締結した営業所における営業所専任技術者を確認できる資料

※上記資料は、建設業許可の新規・変更申請時に提出する書類に添付する「専任技術者証明書」又は更新申請時に提出する書類に添付する「専任技術者一覧表」等を指す（写しで可）

※提出資料は、最新のものとし、許可を受けている全ての業種の営業所専任技術者が分かるものとする

2. 提出方法

(1) 競争入札参加資格に技術者の要件を求めている案件

- ・契約後、施工担当課公所へ「配置予定技術者資格確認表」に併せて提出
- ・「現場代理人・主任技術者等選任届」のうち、1部（決裁用）に添付して提出

(2) 競争入札参加資格に技術者の要件を求めている案件

- ・資格確認資料に併せて資格審査担当部署へ提出（契約監理課（西庁舎8階）など）

※政府調達協定の適用を受ける案件（事前審査型）では、入札に参加しようとする者全てが提出すること

※入札後資格確認型では、落札候補者となった者のみが提出すること